

# 身代わり教唆「無罪」

無免許運転の「事実の証明ない」

横浜地裁

交通事故の相手だった無免許の少年に、身代わりの免許の中国人留学生が、身代わりをして、犯人隠避教唆の

2006年9月19日、横浜市西区の市道交差点でバイクに乗っていて、一時停止を無視した少年(当時18歳)のバイクと衝突した。少年は無免許で、戸部署の事故処理の際、たまたま近くにいた男友達(同19歳)が運転していたことにした。

友達が少年審判で身代わりを打ち明けた。戸部署は少年の供述に基づき今年1月、韓被告が無免許の相手だと保険がおりないと考え、「身代わりはいないのかと唆した」として逮捕した。大島裁判官は「事故の被害者が、見ず知らずの相手に身代わりを要するとは考へがたい」と指摘した。

韓被告の弁護人は「少年のウソを見抜けない捜査はずさん」と話している。

韓鋭被告(26)の判決が11日、横浜地裁であった。大島隆明裁判官は「身代わりを依頼した事実の証明がない」とし、無罪(求刑・懲役10月)を言い渡した。

判決によると、韓被告は

中国人留学生事故

「身代わり」認めず

横浜地裁 無罪判決

交通事故の加害者の少

年が無免許だため、

保険金が下りないと

思ひ、少年の知人に身代

わりを頼んだとして、犯

人隠避教唆罪に問われた

中国人留学生の男性(31)

に対し、横浜地裁(大島

隆明裁判官)は十一日、

「身代わりを依頼した事

実の証明がない」とし

て、無罪判決(求刑懲役

十月)を言い渡した。

事故は昨年九月十九日

夜、横浜市西区の路上で

少年(当時19)のバイ

クが、アルバイトで中華料理を配達していた男性のバイクに衝突し、男性が胸などを打撲した。

判決理由で大島裁判官

は「(被告)見ず知らずの者にいきなり身代わりを要求するとは考へがたく、加害者が無免許で

いると保険金が出ないと信じていた証拠もない」

などとして、検察側立証の柱だった少年らの法廷

証言について信用性が低

いと結論付けた。